日本語（JA）

規定審議会：
制定案の提出方法

クイックガイド

2028年規定審議会

2028年4月、世界中のロータリー地区の代表者が集まり、立法案の審議と投票を行います。

制定案

制定案は、RIの組織規定（RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款）の改正を求める立法案です。

提出期限

2027年3月31日

制定案を提出

この文書に記載された情報をお読みの上、オンラインフォームを使って制定案を提出してください。

制定案に含める必要があるもの

提案したクラブ名または地区番号
地区が承認したことの地区ガバナーからの証明
提案する変更を示した文書
「趣旨と効果」の声明（英語で、または英語に翻訳した場合に300語以内）

目次

セクションをクリック／タップすると移動できます。

規定審議会
制定案の提出期限
制定案の提出
制定案の作成
- 立法内容の本文
- 「趣旨と効果」の声明
- 「財務上の影響」の説明文

そのほかの考慮事項
- 影響
- 改正する条項
- 変更個所を示す
- 明確に書く

制定案に関する留意点
制定案の承認
制定案の数の制限
制定案を国際ロータリーに提出した後
リソース

規定審議会

規定審議会は、ロータリーの組織規定文書を改正するガバナンス機関です。3 年に一度開催される規定審議会で、制定案の審議と投票が行われます。各地区は規定審議会に 1 名の代表議員を派遣し、すべてのクラブまたは地区が制定案を提出できます。

制定案の提出期限

2028 年規定審議会で審議するためのクラブと地区の制定案は、2027 年 3 月 31 日までに国際ロータリーが受理する必要があります。この期限に例外はなく、期限を過ぎて受理された制定案は、正規の手続で提出された制定案とはみなされず、審査の対象となりません。

制定案の提出

制定案を提案できるのは以下のグループです。

- クラブ
- 地区
- RI 理事会
- ロータリーグレートブリテン＆アイルランドの審議会または大会
- 規定審議会

クラブと地区からの制定案は、ロータリーに提出する前に、地区内クラブの承認を得る必要があります（制定案の承認方法については後部の「制定案の承認」を参照のこと）。その後、オンラインフォームを使って制定案を提出する必要があります。

制定案の作成

制定案は三つの主要な部分で構成されます：



制定案の本文と「趣旨と効果」の声明は、提案者が書きます。「財務上の影響」の説明文は、国際ロータリー事務局が作成します。

立法内容の本文

本文は、変更を加える定款細則文書の該当個所と、提案する変更を示したものです。通常、一つまたは複数の条項に上書きして変更を示します（追加する文言は下線、削除する文言は取り消し線で示すことが推奨されています）。

「趣旨と効果」の声明

提案者の論旨を示す「趣旨と効果」の声明は、英語で（または英語に翻訳した場合に）300 語以内となるようにします。この声明が含まれていない場合、制定案は正規の手続きを経たものとみなされず、審議会に提出されません。以下の点を検討してください：

- なぜ制定案を提出するのか
- どんな問題を解決しようとするのか
- この立法案の採択はなぜ重要なのか

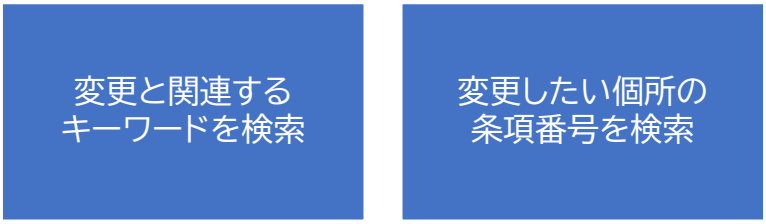
「財務上の影響」の説明文
「財務上の影響」の説明文は、その制定案が国際ロータリーに与える財務上の影響を説明するものです。地域、地区、クラブ、ロータリアンとローターアクターに与える財務上の影響について説明するものではありません。この説明文は、提案者ではなく、RI 事務局が作成します。提案者が書いた「財務上の影響」の説明文が含まれている場合、その部分は削除されます。

そのほかの留意点

影響
ロータリーの構造に影響を与えると思われる変更を提案してください。組織規定文書は組織の基礎であり、その構造を定めるものです。これらの文書への変更は比較的恒久的なものであり、方針が変更されるごとに修正されるべきものではありません。

制定案では、プロセス、方針、手続きを扱うべきではありません。このような変更は、RI 理事会とロータリー財団管理委員会がロータリー章典またはロータリー財団章典を更新するかどうかを判断できるよう、決議案を通じて提案するべきです。章典にはより柔軟かつ頻繁に変更を加えることができます。

改正する条項
提案する変更を決定したら、その変更を反映させるために改正すべき組織規定の関連個所をすべて見つけてください。例えば、「ロータリーの目的」への変更を提案する場合、RI 定款と標準ロータリークラブ定款の両方に変更を入れる必要があります。関連個所を見つけるには、ファイル内で以下のように検索するとよいでしょう：



提案する変更について入念に吟味し、すべての関連個所が適切に改正されるようにしてください。組織規定文書の関連個所がすべて改正されていない場合、定款細則委員会によって欠陥のある制定案と見なされる可能性があります。欠陥のある制定案は、規定審議会に提出されません。

変更個所を示す
My ROTARY の「組織規定」のページにある組織規定文書のワード文書をダウンロードし、上書きする形で変更を示してください。規定審議会で審議されるためには、すべての変更を明確に示す必要があります。審議会担当部が提案者に代わって立法案を作成することはできません。追加する文言には下線を、削除する文言には取り消し線を引いて変更を示すことが推奨されています。文言を削除するのか追加するのかを明確に示すことが非常に重要です。例えば、ある条項に文が含まれていない場合、その文を削除することを示しているのか、その文に変更がないことを示しているのかが不明瞭となります。変更が示されたワード文書は、国際ロータリーに提出する前にクラブまたは地区でも保存してください。

制定案が定款細則委員会によって審査された後、更新された制定案とともに、状況を説明する書簡が送られます。提案する変更がこの制定案に正確に反映されているかどうかを、再度ご確認ください。わずかな変更がほとんどですが、大幅な変更が加えられた場合には委員会からの説明が添えられます。

明確に書く
変更を入れる際は、その意味と意図が明確であることを確認してください。多くの場合、変更はシンプルにするのが最善です。どのように変更を入れたらよいかわからない場合には、審議会担当部に早めにお知らせください。加えたい変更を明確に反映させるために職員がお手伝いできるよう、提出期限までの時間の余裕をもってご相談ください。変更内容が多義的に解釈できる場合、欠陥のある制定案とみなされる可能性があります。また、ある行為を禁止したい場合、単に組織規定文書からその部分を削除するのではなく、その行為が禁止されることを明確に示す必要があります。

制定案に関する留意点

過去の制定案を確認する

2022年と2025年の規定審議会の立法案集は、My ROTARYの審議会のページに掲載されています。これらの立法案集を読み、自分たちが提案する変更が以前に提案されたことがあるかどうか、その制定案はどのように書かれているかを確認しましょう。

援助を求める

元代表議員、定款細則委員、審議会担当部職員は、組織規定について豊かな知識をもっており、必要に応じて制定案の作成を援助できます。

早めに制定案を提出する

制定案を早めに提出すれば、それだけ定款細則委員会による審査も早く行われます。そうすれば、制定案に欠陥があると委員会がみなしても、時間をかけて修正し、期限までに審議会に提出できる可能性が高まります。

制定案の承認

クラブと地区からの制定案は、ロータリーに提出する前に、地区大会、地区立法案検討会、クラブ投票のいずれかにおいて、地区内クラブの承認を得なければなりません。

その後、ガバナーは 2027 年 3 月 31 日までに、以下の二つのいずれかの方法で地区の承認を証明する必要があります。

ガバナーがオンラインフォームを用いて制定案を提出し、地区が承認したことを証明する	ガバナー以外が制定案を提出する場合、提出された情報が正確であり、地区が制定案を承認したことを証明するため、ガバナーが審議会担当部（council_services@rotary.org）にメールを送る

2027 年 3 月 31 日までにガバナーからこの証明が提出されなかった場合、その制定案は欠陥のある制定案とみなされ、2028 年規定審議会に提出されません。

制定案の数の制限

RI 細則は、地区とクラブが提出する制定案を 5 件までとすることを定めています。各制定案は、別個のオンラインフォームで提出する必要があります。

制定案を国際ロータリーに提出した後

制定案が国際ロータリーに提出された後、制定案が RI 細則 7.060.1.項に従って正規の手続きを経て提出されていることを事務総長が確認します。その後、正規の手続きを経て提出された各制定案を定款細則委員会が審査し、RI 細則 7.060.2.項に定められた通りに適切に作成されたかどうか、欠陥があるかどうかを確認します。

制定案に欠陥があると定款細則委員会がみなした場合、提案者にその旨通知されます。修正案の提出期限である 2027 年 5 月 31 日までに修正案を提出するのは、提案者の責任となります。修正案の提出期限を過ぎても引き続き欠陥のある制定案は、規定審議会で審議されません。

リソース

そのほかの情報は、以下のリソースをご参照ください：

- ラーニングセンターの「制定案と決議案の提出方法」のコース
- 「組織規定」のページ
    - RI 定款の第 9 条（規定審議会）
    - RI 細則の第 7、8、9 条

    - ロータリー章典の第 59 条
- 審議会のページ
- ロータリーの行動計画
- ロータリーの財務報告
- ロータリーのプログラム
- ロータリーのしくみ

ロータリーの立法手続についてご質問がありましたら、審議会業務部まで E メール（council services@rotary.org）でお問い合わせください。